

女性就業援助相談員勤務条件等一覧

◆ 採用年月日:令和8年4月1日(水) 面接日:令和8年2月26日(木)

		女性就業援助相談員
1	勤務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業援助相談業務（内職を希望する方への相談や、起業や就職・再就職を目指す女性に関する相談等） <p>※電話及び面接相談</p>
2	給与額	<ul style="list-style-type: none"> ・給与 日額7,480円 ・交通費 通勤費用相当額を付加報酬として支給
3	雇用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日～令和9年3月31日 <p>※契約更新の可能性あり ※更新の期限は、65歳に達する日の属する年度の末日を限度とする。</p>
4	勤務日及び勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務日 <ul style="list-style-type: none"> ・1か月につき17日を超えない範囲内で館長の定める日 ○勤務時間 <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から午後4時まで（休憩時間 午後0時から午後1時まで）
5	勤務を要しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
6	加入保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
7	勤務場所	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県県中地方振興局（郡山市麓山1-1-1） <p>※令和8年度中に福島県県中振興局が移転することに伴い、勤務場所が変わります。 移転先：福島県郡山市南一丁目94番</p>
8	必要な経験	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な資格は要しないが、相談業務の経験のある方